

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

		担当課	経営支援課	検索番号	3-1
法令名	中小企業等協同組合法	根拠条項	106-2		
不利益処分	組合等の解散命令				
(根拠規定) 知事は、組合が第106条第1項の命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。 (処分基準) 組合等に対する解散命令の基準は次のとおりとする。 ○中小企業等協同組合法に基づく組合に対する解散命令の方針について (平成20年9月29日付け20経第489号愛媛県経済労働部長通知) 1 方針 法第106条第2項の規定による解散命令は、存在を許すことのできない組合に対してとる最終的措置であり、かつ一の人格体を消滅させる重要な行政行為であるから、徒にこの権限を発動すべきものではなく、たとえ経営内容が不法不当であり、あるいは休眠状態にある組合であっても、その改善ないし再建の方策等につき充分に行政指導を行いこれを受け入れることができない組合に対しては、組合の代表者と協議して合意のうえ自主的に解散させることを原則とし、これらの指導が不可能なもの又は指導に要する時間を経過することが組合員債権者等により不利益を与えることとなるものに対してのみ解散命令を発動することとする。 2 解散命令に関する留意事項 県が組合に対して解散を命ずる場合には、その前提として必ず法第106条第1項の規定による業務改善命令に違反する事実が組合になければならない。 従って、法第105条の2第1項の規定による決算関係書類の提出のない組合であり、あるいは所在不明の組合であるという理由のみで解散命令を発することはできない。 組合事務所が現実に存在していない場合には、登記簿に記載されている理事又は監事の住所を調査し、組合が代表すべき理事に対して1の方針に従い措置する。 組合の事務所、役員の所在等が不明である場合における業務改善命令又は解散命令の送達が民法第98条第1項の規定による公示送達をもって行いうるかどうかという点については、公権の発動としての行政処分を私人間法律行為を律する民法の規定に従って行うべきではないという通説に従い、これらの命令は、必ず組合を代表すべき理事の所在を把握して送達することとする。 なお、解散命令の発動に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定を遵守する。 ○中小企業等協同組合法等に基づく休眠組合の整理の手続について (令和8年3月18日付け7経第565号愛媛県経済労働部長通知) 1 解散命令対象組合の選定について (1) 県が専管している休眠組合の整理の手続きは、県が行うものとする。共管の場合は、所管行政庁で話し合い、手続を行う所管行政庁を決めるものとする。設立認可行政庁が不明であり、かつ地域、業種からみても所管行政庁が必ずしも明確でない場合については、関係行政庁で話し合い所管行政庁を決めるものとする。 (2) 解散命令対象組合（以下「対象組合」という。）は、県が所管行政庁である組合のうち、基準日からさかのぼって3年間に、県に対する届出又は許認可等の申請が一度もなされていない組合とする。					

- (3) 選定した組合については、原則として、全国中小企業団体中央会、愛媛県中小企業団体中央会及び株式会社商工組合中央金庫が把握している組合名簿等により「活動の有無」をチェックし、その結果「活動が有」と認められる組合については、「対象組合」から除き、決算関係書類等の提出につき指導するものとする。(なお、指導の結果においても、決算関係書類の提出がない組合については「対象組合」として取り扱うこととする。)

2 解散命令等の手続きについて

「対象組合」を選定したのち、具体的には、次のように手続きを進めるものとする。

- (1) 「対象組合」に対して、「解散の命令のための確認の通知」を行う。
この場合、通知書の様式は、別紙1のとおりである。
また、通知書は、後日の証明となりうるよう配達証明郵便を用いる。
- (2) 通知に対して、関係書類を添えて応答があった場合には、今後の取扱いについて「書類審査」を行う。
この場合、活動が認められるか否かの判断の基準としては、次のようなものが考えられる。
ア 決算関係書類が3年分提出されること。(なお、提出される書類の事業計画と事業報告、収支予算と収支決算とのつながりが明らかとされていること。また、同書類を承認した総会の議事録、役員名簿、組合員名簿及び定款が添付されていること。)
イ 上記の書類を作成していない組合については、領収書等、活動状況を示す書類が提出されること。
- (3) 書類審査の結果、活動が認められた組合については、以下、法令に基づく届出、登記等を励行するよう十分事後指導を行う。
- (4) 書類審査を行った結果「活動が認められない組合」については、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく聴聞を行うこととする。「聴聞に関する通知」は、別紙2の様式とする。
なお、その他聴聞に関する事項は、愛媛県聴聞規則（平成6年規則第48号）による。
- (5) 「聴聞に関する通知」が返戻された場合は、宛名が間違っていないかを確認、間違っていたら再度正しい宛名の所に発送する。また、代表理事の自宅の住所が明らかな場合には、当該代表理事あてに発送する。(必要に応じ代表理事以外の役員あてに改めて通知することも考慮する。)
- (6) (5)によってもなお、返戻された場合は、行政手続法第15条第3項の規定に基づき、同項に掲げる事項を県の掲示場に掲示する。
この場合、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、「聴聞に関する通知」は組合に到達したものとみなす。掲示の様式は別紙3とする。
- (7) 聴聞によって組合の活動が休止している理由が正当であるか否かを判断する。この場合、正当な理由か否かの判断の基準は、次のようなものが考えられる。
ア 天災等により、その事業を行うことが不可能であった場合
イ 産業構造の急激な変化等により事業の変更を準備中の場合
ウ 親企業が倒産することにより、下請業者が取引先の変更を余儀なくされ、組合としても、従来親企業との関連で行っていた事業内容を変更せざるを得なくなり、その準備に時間を要しているような場合
エ 市街地再開発事業等のため、当該事業が終了するまで、商店街、共同店舗等の組合員が別々の仮店舗で営業していること等により、組合活動を行うことが不可能な場合
オ 組合の意思にかかわらず、行政庁等の処分により事業遂行が行えないような場合
なお、組合の活動が休止していることにつき、正当な理由があると判断された組合については、組合活動を行うことを妨げている要因が解消され次第、可及的速やかに活動を行うとともに、法令に基づく所要の届出・登記等を励行するよう指導する。
- (8) 「活動が認められない組合」のうち、正当な理由があると判断されたもの以外の組合については、再建が可能かどうかを判断する。
この場合、再建が可能か否かの判断の基準は、次のようなものが考えられる。
ア 組合の再建を中核となって推進する者が存在するのか。

イ 組合員は、組合活動の再建を希望しているのか。

ウ 組合の活動を再開するに当たって、財政的裏付けが得られる見通しがあるのか。

- (9) 上記の基準により、再建が可能と判断される場合は、今後の組合としての対処方針を確認するとともに原則として、以下の手順をとらせることにより当該組合の継続を指導する。

ア 臨時総会の開催により新たに役員を選出する。(なお、役員がおり、その任期がある場合は、この限りではない。)

イ 新たに選出された役員は、愛媛県中小企業団体中央会の協力を得て、再建策(例えば、2年分の事業計画と収支予算等)を作成する。

ウ この再建策について、再度臨時総会を開催し、その議決を得た後、県に提出すること。

- (10) 再建が不可能と判断される場合は、自主解散を指導するか又は解散命令を発するのための手続を行う。

なお、行政手続法第23条に該当する場合は解散命令を発する。解散命令のための様式は、別紙4のとおりである。

また、命令書は、後日の証明となりうるよう、配達証明郵便を用いる。

- (11) 関係書類の提出なしの判断については、「解散の命令のための確認の通知」に記載されている資料の提出期限が到来したときとし、それまでに応答がない場合は、活動がないものと判断し、聴聞の手続を採った後、同様の手続を行う。

- (12) 「解散の命令のための確認の通知」の返戻について

「解散の命令のための確認の通知」が返戻された場合は、宛名が間違っていないかを確認し、間違っていたら再度正しい宛名の所に発送する。また、代表理事の自宅の住所が明らかな場合には、当該代表理事あてに発送(必要に応じ代表理事以外の役員あてに改めて通知することも考慮する。)し、それでもなお返戻された場合は、(6)の手続を採った後、聴聞を行う。

- (13) 「解散命令書」の返戻について

「解散命令書」が返戻された場合についても、宛名が間違っていないかを確認し、間違っていたら再度正しい宛名の所に発送する。また、代表理事の自宅の住所が明らかな場合には、当該代表理事あてに発送する。(必要に応じ代表理事以外の役員あてに改めて通知することも考慮する。)

- (14) 公示送達について

(13)によってもなお、組合への通知が返戻された場合は、解散命令を「官報公告」によって行う。官報公告の様式は別紙5のとおりである。

官報に掲載されると20日後には効力を発し、当該組合は、解散したものとみなされる。その解散の登記は、県の嘱託により、登記官が行うことになる。解散登記嘱託書の様式は、別紙6のとおりである。

3 実施時期

県は休眠組合の整理を3年に1回実施する。

なお、次回の実施予定は令和8年10月1日を基準日として実施する。